

小規模多機能型居宅介護に係る独自報酬基準の設定について

練馬区における小規模多機能型居宅介護に係る独自報酬については、平成 19 年 6 月に厚生労働省が示した独自報酬の算定に係る手続きに基づいて設定し、平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までの適用であった。

平成 21 年 3 月 13 日付けで厚生労働省告示「厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型サービスに要する費用の額」が改正されたため、平成 21 年 7 月に厚生労働省へ独自報酬基準認定申請を行い、平成 21 年 9 月 10 日付けで認定を受けた。平成 21 年 9 月下旬に算定要件や手続きについて定めた要綱を制定し、独自報酬基準の内容公表および関係事業者へ周知した。事業者の届出により、平成 21 年 10 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで下記のとおり独自報酬の算定が可能となった。

<練馬区小規模多機能型居宅介護に係る独自報酬基準>

練馬区が設定する独自報酬基準	単位数
<利用者への直接的なサービスに関する項目> サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲをいずれも算定していない場合であって、つぎのいずれにも該当すること。 ①すべての小規模多機能型居宅介護従業者に対し、個別の研修計画を作成し、研修を実施または実施を予定していること。 ②利用者に関する情報や留意事項の伝達又は小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的で開催していること。 ③小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師である者を除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 30 以上であること。	200 単位
<利用者への直接的なサービスに関する項目> 訪問サービスの提供に当たる介護従業者を常勤換算で 1.5 名以上配置していること。	300 単位

<p><地域への貢献等に関する項目> つぎの①および②または③に該当すること。</p> <p>①算定月の前2月において、運営推進会議を1回以上開催し、運営状況を報告するとともに、他の事業者との間で意見交換を行う場を設けるなど、地域のネットワークを通じてサービスの質の向上を図ること。</p> <p>②算定月の前2月において、1回以上地域住民も参加する行事を開催し、登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組みを設けること。</p> <p>③算定月の前1年において、地域住民を対象に、自主事業として、認知症サポーター養成講座や介護者教室、またはそれに類似する介護者支援事業を3回以上実施していること。</p> <p>※新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも2月（③の場合は1年）以内に実施することが計画されていることをもって足りるものとする。</p>	<p>300 単位</p>
<p><地域への貢献等に関する項目> つぎのいずれにも該当すること。</p> <p>①算定月の前1年において、地域の町会・自治会、学校応援団の活動、福祉の体験学習の受け入れ等、地域活動に積極的に参加していること。</p> <p>※新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に参加することが計画されていることをもって足りるものとする。</p> <p>②算定月の月末において、ひまわり110番（こども110番）に登録し、地域における児童、生徒の緊急避難所となっていること。</p>	<p>200 単位</p>